

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

ニチイグループは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つとして位置付け、ステークホルダーとの信頼構築や社会の進歩・発展への貢献、企業価値の持続的な成長を目指し、「透明且つ効率的な企業経営」、「経営意思決定の迅速化」、「コンプライアンス・リスクマネジメント」を追求したコーポレート・ガバナンスの確立に取り組んでおります。

また、最高経営責任者に対する監督を通して、株主価値最大化というコーポレート・ガバナンスの目的を実現することが使命であると認識しております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

ニチイグループは、下記の施策を実施しております。

- ・透明性のある経営を推し進めるべく、監査役制度を採用するとともに内部統制委員会を設置し、経営監視機能を強化しております。
- ・取締役会は、株式会社においては株主がガバナンスを有し、ステークホルダーとの公正・公平な取引を確立しつつ、中長期的な視点から株主の利益を追求することを確認しております。
- ・業務執行の意思決定スピードを高め、経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員を配置しております。
- ・株主価値を最大化するための業績指標として、株主資本利益率15%以上の達成を、目標数値として定めております。
- ・株主や投資家の皆様に対して四半期毎の決算や経営戦略の公表、開示を迅速に行い、企業経営の透明性の向上に努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社明和	12,990,000	18.80
寺田 明彦	9,582,000	13.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,513,000	9.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,185,000	3.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,607,000	2.30
日本生命保険相互会社	1,239,000	1.70
ニチイ学館従業員持株会	1,112,000	1.60
株式会社東京都民銀行	1,010,000	1.40
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,009,000	1.40
ハイアット	901,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1) 監査役と会計監査人の連携状況  
 会計監査人である監査法人、監査役及び内部監査部門である監査室は、それぞれの年間計画、監査報告書の閲覧などを通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めています。
- (2) 監査役と内部監査部門の連携状況  
 監査役と監査室長が、内部監査状況を経営トップに報告するとともに、当社の経営に係る事業等のリスクやその管理状況について協議をする「監査報告会」を定期的に開催しております。  
 また、監査役と監査室は、定期的に会議を設け、内部監査内容ならびに会計監査人より報告を受ける会計監査内容の把握・検証を行っております。  
 なお、常勤監査役及び監査室長は、内部統制委員会にオブザーバーとして参加することで、内部統制委員会との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山下 吉三	他の会社の出身者									○
乙丸 秀次	他の会社の出身者									○
大石 豊	他の会社の出身者									○
大島 秀二	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である  
 b その他の関係会社出身である  
 c 当該会社の大株主である

- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山下 吉三		——	前職(警視庁)での経験を特に業務監査において活かす観点から選出。
乙丸 秀次		——	前職(警視庁)での経験を特に業務監査において活かす観点から選出。
大石 豊		——	公認会計士という専門的な視点を特に会計監査において活かす観点から選出。
大島 秀二	○	——	公認会計士という専門的な視点を特に会計監査において活かす観点から選出。 また、公認会計士としての専門的な知見等により客観的・中立的視点にて経営の公正・透明性を監督・監査でき、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため独立役員に選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

——

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績動向、株価動向、ステークホルダーの皆様への配慮等を踏まえ実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、役員及び監査報酬総額をそれぞれ開示しております。  
また、決算短信においては、損益計算書に役員報酬を、連結株主資本等変動計算書に役員賞与を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へは、取締役会開催の都度、社長室よりその概要を事前に説明・報告しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営体制は、取締役12名、監査役4名(社外監査役4名)、執行役員4名にて構成されております。また、弁護士等の第三者の状況については、法律事務所と顧問契約を締結し、会社経営や日常業務における重要な事項について、必要に応じてアドバイスを受ける体制を構築しております。

### ・取締役会と執行役員

取締役会は、重要な経営目標、経営戦略、その他法定事項について適時且つ適切に意思決定するとともに、業務執行の監督を行います。取締役会は12名の取締役で構成され、原則毎月1回の定期開催を行い、代表取締役社長が議長を務めております。執行役員は、事業エリアや職能の責任を中心に4名の執行役員を選任・配置しており、取締役会から委託された責任と権限に基づき、業務執行の一層の迅速化を図っております。

### ・監査役監査及び内部監査、会計監査の状況

監査役会は、監査役会は4名(社外監査役4名)で構成され、取締役会の業務遂行状況及び経営状況の監視を行っております。内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査組織として「監査室」を設置し、経営活動が適正且つ効率的に運営されているか否かを監視し、業務改善に向けた具体的な助言を行っております。会計監査については、ニチイグループ(連結)と監査契約を締結している東陽監査法人が監査を実施しており、会計制度の変更等にも迅速に対応できる環境を整備しております。ニチイグループは、内部監査と、監査役会及び会計監査法人がそれぞれ行う法定監査との連繋を強化し、監査体制を徹底していくことで、社内牽制機能を高め、経営の合理化・業務効率の改善を図ってまいります。

### ・報酬決定の機能

監査役会において、取締役報酬制度と会社目標・経営戦略との整合性を勘案した上で、取締役報酬の決定にあたっての客観性と妥当性を保証する内部統制が有効に機能しているかを検証しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役に期待される役割として、客観的な視点での取締役の業務執行に対する監督機能、助言機能等が考えられますが、専門性を有する社外監査役4名が取締役の職務執行を客観的かつ中立的な立場で監督・監査するとともに、取締役会や経営会議等で適宜意見を述べており、社外監査役においてその機能を十分確保できるものと考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	個人株主の皆様の皆様にとって、より議決権を行使しやすい環境を整備するため、インターネット使用による株主総会の議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様にとって、より議決権を行使しやすい環境を整備するため、東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	非居住者の投資家の皆様にとって、より議決権を行使しやすい環境を整備するため、英文の招集通知(要約)の提供を行っております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向けセミナーに参加しております。 ・証券会社主催支店セミナー一年10回程度 ・証券アナリスト協会主催セミナー一年2回程度	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	【実施時期】 ・2011年3月期(通期)平成23年5月23日 ・2012年3月期(中間)平成23年11月8日 【実施内容】 代表取締役社長より決算報告と事業戦略の説明を行いました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の海外投資家向けコンファレンスに参加(年1回~2回)	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算情報・決算情報以外の開示資料 ・会社説明会資料 ・株主のみなさまへ ・インベスターズガイド ・株主優待情報 ・年間IRスケジュール等	
IRに関する部署(担当者)の設置	【IR 担当部署】 経営企画本部 広報部  【IR 事務連絡責任者】 専務取締役経営企画本部長 森 信介	
その他	東京証券取引所主催「IRフェスタ2011」に参加 ツバルの森主催「IRフォーラム2011東京」に参加	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	東日本大震災における支援 ・避難所への訪問入浴車の派遣 ・避難所への食料や生活物資等の提供 ・介護施設における被災者の受入れ ・義援金の拠出等

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本方針

ニチイグループは「効率的且つ効果的な事業活動」、「コンプライアンス・リスクマネジメント」、「財務報告の信頼性」の追及を重要な経営課題として位置付け、内部統制システムの構築をとおして、適正な企業経営を行う。

この内部統制システム運用の中核をなす機関を内部統制委員会とし、監査役及び内部監査部門と連携の上、ニチイグループにおける事業活動の継続的な改善を指導し監督することとする。

これらの取組みから、全役職員が統制環境の構築に向けた共通認識を持ち、適正な事業活動を行うことにより、企業価値の向上及びニチイグループの持続的な成長を目指すことを基本方針とする。

#### 2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制全体を統括する機関を「内部統制委員会」とする。
- (2) 監査役による監査及び監査室による内部監査を実施することで、それぞれの職務の執行が法令や定款に適合することを確保する。
- (3) 内部監査の範囲は、会社全般に及ぶものとし、グループ会社の業務を含むものとする。
- (4) 監査の実施にあたっては、内部監査規程に則り、事業年度計画で定められた「定期監査」及び代表取締役社長より特に命ぜられた事項等の「臨時監査」を行い、その結果を報告する。
- (5) 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進にあたっては、「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (6) コンプライアンス委員会は当社の社員が遵守すべきコンプライアンスに関する根幹となる倫理・行動指針として「ニチイ学館グループ コンプライアンス・ポリシー」を策定し、教育・研修を実施することで、コンプライアンスの確実な浸透・定着を図る。
- (7) 社員からの内部告発、その他の企業倫理に関する通報・相談窓口として、コンプライアンス委員会に「コンプライアンス相談・通報窓口」を置く。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。
- (2) 株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他稟議書等の重要事項の意思決定に係る文書については、「文書管理規定」により、その取扱い方法及び保管基準等を定める。
- (3) その他の情報については、「内部情報管理規程」及び「機密情報取扱規程」にて重要な内部情報に該当する事項を明確化し、その取扱いを定めた方法で管理する。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 組織横断的なリスク状況の管理については、内部統制委員会が行い、各部門の所轄業務に付随するリスクの把握及び管理については、当該部門にて部門長を責任者とし、推進担当者を設け、リスク軽減への取組みを推進する。
- (2) 当社の事業活動において想定されるリスクを未然に防止するため、各種委員会を設け、リスクマネジメント体制を更に強化する。
- (3) 危機が発生した場合においては、危機管理委員会が中心となり、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行う。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営目標、経営戦略、その他重要事項及び法定事項について適時且つ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。
- (2) 業務執行に係る重要事項の決定に関しては、役付取締役をメンバーとする経営会議を必要に応じて開催し、機動的な意思決定を図ることとする。
- (3) 取締役の職務権限及び妥当な意思決定ルールを職務権限規程により制定し、運用状況を定期的に検証することで、職務執行における一層の効率化に努める。

#### 6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制委員会は、ニチイグループにおける業務の適正を統括・管理する。
- (2) コンプライアンスに関しては、ニチイグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
- (3) コンプライアンス委員会が実施する教育・研修及び同委員会が設置する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、ニチイグループ各社の社員全体を対象とする。
- (4) 監査役及び内部監査部門である監査室が行う監査は、ニチイグループの業務も含むものとし、定期監査の他、必要の都度、会計監査及び業務監査を行う。
- (5) 財務報告に係る内部統制の構築に関しては、専任部署を設置し、構築すべき内部統制の範囲および水準につき、会計監査人と協議の上、代表取締役へ報告しその承認を受け、全社的に取り組みます。

#### 7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置し、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項は、監査役会規程に定めるものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) ニチイグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、取締役会に付議する重要事項、報告すべき緊急の事項が生じた場合は、速やかに監査役へ報告することとする。
- (2) 監査役は、取締役会だけでなく、必要に応じて重要会議に同席し、業務の執行状況及びその意思決定の過程に関して、説明を求めることができる他、会議時以外にも、必要と認められる事項については、その都度、担当部門にヒアリングを行うことができる。
- (3) 監査役が内部統制委員会及び内部監査部門との適切な意思疎通を図り、その監査業務が効果的に行われることを確保するため以下の体制を整備する。

・常勤監査役及び監査室長は、内部統制委員会にオブザーバーとして参加することで、内部統制委員会との連携を図り、監査の状況を踏まえ、経営トップと当社の経営に係る事業等のリスクやその管理状況について協議を行う。

・監査役と内部監査部門である監査室は、定期的に会議を設け、内部監査内容及び会計監査人より報告を受ける会計監査内容の把握・検証を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会勢力との関係拒否」を基本方針とし、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、毅然とした対応を行います。」の姿勢を、全役員・全従業員が所持する「ニチイ学館グループコンプライアンスポリシー」に明記して周知徹底を図っております。

反社会勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断するため、総務・人事本部を中心に内部体制を構築し、反社会的勢力による不当な要求に対しは断固として拒否する等、組織全体で毅然とした態度で対処いたします。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

皆様の利益に資することであり、ニチイグループでは、経営戦略の中に企業価値を高める施策を盛り込み、取り組んでおります。しかし、わが国における株式保有者層の変化、企業買収に関する諸制度の改正、敵対的企業買収事例の増加などを背景に、敵対的企業買収は、増加することが予想されており、当社においても少なからず検討する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、ニチイグループでは、外部専門機関による助言を受け、敵対的買収に備えた危機管理マニュアルの作成に着手しており、社内体制の構築、株主動向の把握、法制度動向の把握等に取り組んでおります。

当社のヘルスケア事業、医療関連事業は、いずれもわが国の社会保障制度をサポートするも高い公益性を有するものであり、取引先、地域社会と信頼関係を構築しております。教育事業は、これら主力事業に質の高い人材を供給する重要な事業であり、主力事業と併せて当社のビジネスモデルを形成するものであります。

今後も、医療関連サービス、介護サービス、医療・福祉分野の教育サービスのリーディングカンパニーとして、従業員・株主・取引先・地域社会等、当社の事業を取り巻く利害関係者の期待に添うべく、企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ニチイグループでは、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、ステークホルダーとの関係性や情報開示姿勢及び経営の透明性確保を規定する「コーポレート・ガバナンス原則」の早期策定をおこない、継続的な企業価値の向上を追及してまいります。

